

事 務 連 絡
平成 27 年 12 月 25 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
建設安全対策室長

労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートについて

標記について、一般社団法人仮設工業会から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条に基づき厚生労働大臣が定める型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和 56 年労働省告示第 101 号。以下「規格」という。）を具備していない型わく支保工用のパイプサポート（以下「当該パイプサポート」という。）が流通されている旨の情報提供がなされたところです。

当該パイプサポートは、別紙 1 のとおり、受け板及び台板に切り欠きがあるタイプの製品ですが、規格第 5 条で定める製造者名、製造年等の表示がないものです。

当該パイプサポートの一部について、一般社団法人仮設工業会において、規格第 4 条第 1 項で示されている強度試験等を試みたところ、別紙 2 のとおり、規格第 2 条第 4 号及び第 5 号で規定されている腰管及び差込み管の肉厚の値を満たさないものや、規格で規定されている強度を満たさないものが確認され、当該パイプサポートの製造者及び流通経路について調査を行っているところです。

当該パイプサポートを型わく支保工用に譲渡・貸与・設置（以下「設置等」という。）することは、労働安全衛生法第 42 条に違反します。つきましては、貴会の会員に対して、当該パイプサポートを設置等しないよう、また仮に、現に設置してある当該パイプサポートがあれば、立入禁止区域を設ける、必要に応じて支保工の補強を講じる（補強のための作業の安全が確保されない場合は除く）など必要な措置をとるよう、周知方お願い申し上げます。

なお、都道府県労働局労働基準部安全主務課長あて、別添のとおり通知していますことを申し添えます。

(別 記)

一般社団法人日本建設業連合会

一般社団法人全国建設業協会

一般社団法人全国中小建設業協会

一般社団法人建設産業専門団体連合会

一般社団法人住宅生産団体連合会

一般社団法人仮設工業会

全国仮設安全事業協同組合

建設労務安全研究会

一般社団法人軽仮設リース業協会

<別紙 1 >



- ・ 規格で義務付けられている製造者名、製造年等の表示がない。
- ・ 受け板及び台板に切り欠きがあるタイプ。

<別紙 2 >

1 パイプサポートの腰管、差込み管の肉厚の一例(最大使用長 309cm)

供試体 NO.	1	2	3	4	5
腰管の肉厚 [mm]	1.92	1.92	1.88	1.88	1.90
規格で定められている基準	2.0mm 以上				

差込み管の肉厚 [mm]	2.191	2.170	2.176	2.194	2.198
規格で定められている基準	2.2 mm 以上				

2 強度試験結果（ナイフエッジによる圧縮試験）の一例(最大使用長 255cm)

供試体 NO.	1	2	3	4	5
強度 [kN]	22.55	24.20	24.75	23.65	24.35
規格で定められている基準	26.0 kN 以上				

※ 今回試験を行ったのは、最大使用長が 255cm 及び 309cm のものであるが、それ以外のサイズのものが流通している可能性がある。

(別添)

事 務 連 絡
平成 27 年 12 月 25 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
建設安全対策室長

労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートについて

標記について、一般社団法人仮設工業会から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条に基づき厚生労働大臣が定める型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和 56 年労働省告示第 101 号。以下「規格」という。）を具備していない型わく支保工用のパイプサポート（以下「当該パイプサポート」という。）が流通されている旨の情報提供がなされたところである。

当該パイプサポートは、別紙 1 のとおり、受け板及び台板に切り欠きがあるタイプの製品であるが、規格第 5 条で定める製造者名、製造年等の表示がない。

また、当該パイプサポートの一部について、一般社団法人仮設工業会において、規格第 4 条第 1 項で規定されている強度試験等を試みたところ、別紙 2 のとおり、規格第 2 条第 4 号及び第 5 号で規定されている腰管及び差込み管の肉厚の値を満たさないものや、規格で規定されている強度を満たさないものが確認されたところである。

については、下記により事業者への指導等をお願いする。

当該パイプサポートの製造者及び流通経路は調査中であるが、調査の結果、当該パイプサポートの製造者及び流通経路が判明した場合には、別途連絡することとしたい。

なお、本件は建設業関係団体に対して別添のとおり通知しているので、念のため申し添える。

記

1 当該パイプサポートの特徴

受け板及び台板に切り欠きがあるタイプの製品であるが、規格第5条で定める製造者名、製造年等の表示がない。（別紙1参照）

2 事業者への指導

- (1) 当該パイプサポートを型わく支保工用に譲渡・貸与・設置（以下「設置等」という。）することは、労働安全衛生法第42条に違反することから、これを設置等しないよう指導すること。
- (2) 当該パイプサポートは本来設置してはならないものであるが、仮に、現に設置してある当該パイプサポートがあれば、立入禁止区域を設ける、必要に応じて支保工の補強を講じる（補強のための作業の安全が確保されない場合を除く）などの措置をとるよう指導すること。

3 本省への報告

当該パイプサポートに関する製品及び入手経路の情報を把握した場合は速やかに本省建設安全対策室あて報告すること。